

第 41 回静岡県地方港湾審議会 議事録

日時：令和元年 5 月 30 日（木）15 時から
場所：静岡県産業経済会館 3 階特別会議室

○司会

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第 41 回静岡県地方港湾審議会を開催いたします。皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます静岡県 交通基盤部 港湾局 港湾企画課の石倉と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは、開催にあたりまして、交通基盤部理事の杉山より、ご挨拶を申し上げます。

○杉山交通基盤部理事

静岡県交通基盤部理事の杉山でございます。第 41 回静岡県地方港湾審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は御多忙の折、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の港湾行政に多大なる御指導、御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

今回ご審議いただく内容は、「御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について」でございます。

御前崎港の女岩（めいわ）地区と地頭方（じとうがた）地区に跨ぎ、モータープールとして利用され現在は遊休地となっている私有地について、バイオマス発電所が建設される計画がございます。

しかし、建設予定地は御前崎港臨港地区において、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とした商港区の分区指定がなされており、発電所の建設は馴染まない区域となっております。

このため、発電所の建設にあたっては、条例に基づき知事の許可が必要となります。

この後、事務局より今回の諮問に至った経緯や手続き等に関して詳しく説明をさせていただきます。

委員の皆様には、御審議の程、賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、審議会開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

○司会

それではお手元の資料について確認をさせていただきます。本日、配布させていただきました資料は、資料 1 次第の下段に記載させていただいておりますのでご確認

をお願いいたします。

不足がございましたら、挙手にてお知らせ願います。よろしいでしょうか。

次に、審議会委員の皆様のご紹介についてですが、(資料2) 委員名簿をご覧ください。本年3月に開催した第40回審議会から、1名の委員に変更があります。

静岡県議会議員におきましては、静岡県議会建設委員長佐知 茂人(さち しげと)様に、新たな委員として就任していただいております。

また、今回ご審議いただく案件が、御前崎港に関することから、該当港湾所在地の代表として、御前崎市長 柳澤 重夫(やなぎさわ しげお)様、牧之原市長 杉本 基久雄(すぎもと きくお)様の両名に臨時委員として、出席いただいております。

その他の委員の皆様につきましては、お手持ちの(資料2)にてご紹介に代えさせていただきます。

さらに、本日もご出席いただいた方々については、(資料3)の座席表にてご紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は、東海大学 海洋学部 准教授 岡田 夕佳(おかだ ゆか)様、常葉大学大学院 環境防災研究科 教授 重川 希志依(しげかわ きしえ)様、日本船主協会 阿部 且(あべ ただし)様、静岡県漁業協同組合連合会 代表理事長 藪田 国之(やぶた くにゆき)様、静岡県議会建設委員長 佐知 茂人(さち しげと)様におかれましては、やむを得ない事情により、御欠席ということでご連絡をいただいております。以上、委員の皆様について、ご紹介させていただきました。

それでは議事に入る前に、当審議会について、簡単にご説明させていただきます。配布資料のうち、(資料4)「静岡県地方港湾審議会条例」をご覧ください。

本審議会は、当該条例の第1条に基づき、静岡県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため設置するものであり、第2条による知事の諮問に応じて、港湾計画の策定又は変更に関する事項を調査審議していただいたのち、知事に建議することとなっております。

また本審議会は、静岡県地方港湾審議会条例第8条第2項により、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない規定となっております。

静岡県地方港湾審議会運営要領の第4条により、当該委員及び臨時委員は、代理人を出席させることができる規定から、代理人を含め、本日は全委員22人中、17人の過半数の皆様にご出席をいただいておりますので、本審議会が成立しますことをご報告いたします。

続きまして、先日開催した幹事会の結果を、幹事長である 港湾企画課長 板倉より報告させていただきます。

○板倉港湾企画課長

板倉でございます。よろしくお願いいたします。去る5月13日に開催した幹事会には、幹事19名全員が出席し、本案件について調査審議し、当該案件を本審議会に上程することを全会一致で議決したことをご報告いたします。

以上、幹事会に関してのご報告とさせていただきます。

○司会

次に、本審議会は、県の「情報提供の推進に関する要綱」の規定に基づき、原則、公開することとなっております。本審議会は、公開することにより、議事運営に支障が生ずることがないと思われますので公開とさせていただきます。なお、お手元の資料は、報道機関及び傍聴の皆様方にもお配りしております。

それでは、本日の議事に入ります。ここからは、大村会長に議事進行をお願い致します。

○大村会長

会長の大村でございます。本日は本当に委員の皆さん、お忙しい中、審議会に参加していただきありがとうございます。

今月から令和という新しい時代になりました。来年にはオリンピック・パラリンピックが開催されるということで静岡県にもきっと多くの観光客の方が訪れると思います。世界の港湾の事情を最近見ていると、本当に大きく変化して国境のないような物流の動きがどんどん進んでいっているなという感じがします。例えば、外国のコンテナターミナルを違う国からコントロールするような、そんな動きも見られます。ますます港というのがグローバルなインフラストラクチャーとして活躍していく時代に入って行くのかなという印象を持っています。ぜひ、静岡県の港も世界に向けて、色んなことを発信できるようにしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、早速でございますけども、議事次第に従いまして、本日の議事に参りたいと思っております。

その前に、静岡県地方港湾審議会 運営要領 第6条 第2項により、議事録に会長及び会長の指名する出席委員2名がこれに署名押印するものとなっております。私のほうから、本日ご出席いただいております、五味（ごみ）委員と中村（なかむら）委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○五味委員、中村委員

（了解）

○大村会長

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。今回は「御前崎港臨港地区内におけ

る構築物建設許可について」でございます。まず、事務局から審議内容を説明願います。

○事務局

今回の審議内容について説明させていただきます。お手元に配布しました資料1と資料7にある、構築物建設許可についての内容を、パワーポイントにまとめて前のスライドで説明させていただきます。

(説明資料3ページ)

まずなぜ審議していただくのかについて、簡単に流れを説明いたします。

御前崎港において、バイオマス発電所を建設する計画が現在進行しております。県の環境影響評価条例に基づく事前手続きにおいては、評価書の縦覧が現在終了している段階であります。現在、事業者におきましては、事業実施に際し、必要となる各個別法の許認可手続きを実施しているところでございます。また、許認可権者においては、この評価書の内容について配慮することとしております。

建設予定地においては臨港地区内の分区上、「商港区」という位置づけであるため、分区条例の規制により発電施設の建設は禁止構築物に該当しております。この建設に関して、分区条例の第3条ただし書きによれば、知事の特別な許可が必要となっております。今般、検証項目として以下の3つ、「現状の港湾の管理上支障がないこと」、「今後の港湾の利用計画上支障がないこと」、「構築物の必然性や妥当性」を検証した上で許可を出すということになっております。

今回、審議会に諮らせていただきましたのは、このような事務手続きの中で、特に環境アセスメントを行っている事例ということもございまして、社会的影響が大きいものと判断し、審議会条例の「港湾の管理に関する重要事項」に該当すると読み取り、検討過程について透明性を図りたいということで審議会を開催させていただいております。

なお、建設予定地の港湾計画の土地利用計画については、港湾関連用地となっております。これについては、発電所の立地に馴染む工業用地に変更する予定でございます。

(4ページ)

場所についてですが、御前崎港の埠頭の中央部にあたりまして、現状モータープールとなっております。御前崎市と牧之原市のちょうど市境にありまして、両市に跨る土地でございます。

以上が概要でございます。

(6ページ)

続きまして、おさらいになりますが、審議会においては、港湾管理者が行う業務に関する重要事項について諮問し、その意見を港湾の管理運営上、港湾計画等の策定に反映させることとなっております。諮問の事項については(3)の「その他港湾の管

理に関する重要事項」に該当するということで読み取っております。

(7 ページ)

最近の5 ヶ年については、主に清水港の案件で審議会を開かせていただいておりますが、その中で一度、このバイオマスに関する報告をさせていただいております。これについて少しおさらいさせていただきます。平成 29 年の3月に審議会でも報告させていただいております。当時、ちょうど一月前の2月24日に環境影響評価条例に基づく方法書が提出されました。

(8 ページ)

これに対し我々としては、その後の環境影響評価の動向を踏まえて審議を行うということで、環境影響評価を先行して行った上で判断をするという報告をいたしました。

(9 ページ)

そのときの議論としては、以下のとおりになっておりまして、地元の未利用木質バイオマスも受入可能と記載しているが木質ペレットとして県産材利用を考慮しているか、若しくは木質ペレットについて輸入材を使う場合、輸入元の環境について配慮されているかというような確認事項がありました。

これに対し、右のような回答をさせていただきつつ、今後審議をしていくとしましたところでは。

以上が振り返りとなります。

それでは御前崎港の概要について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

(11 ページ)

いままで審議内容が清水港についてが多かったのですが、御前崎港の概要についても触れた方がいいかと思ひましてスライドに入れました。

御前崎港についてはご存知のとおり、御前崎の内側に位置する港でございます、重要港湾という港格の指定を受けている港でございます。御前崎市側の岬側からいきますと、下岬地区、真ん中が御前崎地区、主に人工島の部分が女岩地区と呼んでおります。さらに、市境を越えた牧之原市側のところについては、地頭方地区と呼んでおります。

(12 ページ)

現状の貨物量については、2016 年を境にV字回復をしております、主には完成自動車の輸出が増加しております。

(13 ページ)

内訳をみますと、やはり輸出については、ほぼ8割が完成自動車でありまして、さらにはコンテナ貨物になるのですが、自動車部品等の輸出が多いということになっております。国内についても自動車部品もしくは輸送機器等が多く、自動車関連にかなり特化している港になっております。

(14 ページ)

埠頭の使い方についてでございますが、現在御前崎港のメインバースとなっている

のが西埠頭の1・2号岸壁です。1号岸壁については、主に完成自動車運搬船が使っております。2号岸壁については内航のRORO船が主に使用しており、また、自動車運搬船2隻が1・2号岸壁に同時に着岸する場合に使用されております。さらに10号岸壁ですが、コンテナの取扱をしております。一方、埠頭内側については、主に内航で鉄鋼や鉄くず等を扱っております。

(15 ページ)

御前崎港について、コンテナ航路がございまして、簡単に触れさせていただきますと、外貿航路が週3便になっております。この船は徐々に大型化が進んでおりまして4万3千DWTが近年6万3千DWT、3千個積みのコンテナ船が5千個積みのコンテナ船に変わりつつある状況です。

(16 ページ)

さらに、内航のコンテナ船についても週2便寄港しております。コンテナについてはすべて10号岸壁についております。

一方、国内のRORO船、これはシャーシを車のまま船に載せてドライバーは現地においてシャーシだけ他の港に行って、またドライバーが乗って現地へ運ぶものですが、現在週3便、御前崎から博多、博多から大分、大分から東京、東京から御前崎という片道ループになりますが、就航しており、これについては、西埠頭2号岸壁に着岸しております。

(17 ページ)

御前崎港の周囲の状況ですが、東名高速道路から高規格幹線道路によって一本道でスムーズに移動でき、今後国道1号線バイパスと新東名高速道路とつながる予定で整備が行われております。

(18 ページ)

一方で、物流以外の部分についてもご紹介いたします。御前崎港は平成27年の8月に中部地方整備局管内としては7個目となる「みなとオアシス御前崎」として認定されたところがございます。特に御前崎地区、下岬地区において「海鮮なぶら市場」や「観光物産会館なぶら館」の横には「マリンパーク御前崎」という多目的利用ができる海水浴場があり、その近くの魚市場では「御前崎みなとかつお祭り」を開催しております。

(19 ページ)

また、最近の出来事として、御前崎市と牧之原市が連携しまして、例えばリーファーコンテナによる食料品の輸出やお茶の輸出等に近年取り組んでいるところがございます。

(20 ページ)

さらには、客船誘致委員会の活動が実りまして、8月20日にはクルーズ船の「ぱしふいっくびいなす」が御前崎港に初寄港することとなっております。

(21 ページ)

御前崎港の経済波及効果は大体 1,400 億円、雇用については 1 万 6 千人を生み出し
ており、県の西部地域においては 43 人中 1 人が何らかの形で御前崎港に関わって
いるという計算になります。以上が御前崎港の概要です。

(23 ページ)

続きまして、バイオマス発電事業についてでございます。具体的な形としては位置
図のとおりとなっております。先ほども言いましたとおり埠頭の中央に、建設予定地
は約 5.8ha ございます。陸側から見るとこのような形、海側から見ますとイメージの
とおりであり、サイロ、上屋などの燃料保管庫、ボイラー棟が配置されています。

(24 ページ)

具体的な事業の概要としましては、事業者は「合同会社御前崎港バイオマスエナジ
ー」、代表社員は「株式会社レノバ」（東京都中央区）となっております。出力規模は
約 74,000kw、大体年間 13 万世帯に供給できる規模の発電量でございます。燃料につ
きましては、木質ペレットと言いまして、木屑の粉を圧縮したものでございます。こ
れについて、主にカナダ等から輸入すると伺っております。さらに、補助燃料として
パームやし殻（パーム油の搾りかす）、木質チップを扱っていきたいということで、
現在伺っておりますのは、木質ペレットを年間 25 万トン、パームやし殻及び木質チ
ップを 10 万トン輸入する想定をしているとのことです。

着工時期については来年の 10 月、運転開始については 2023 年の 1 月頃を目指して
いると聞いております。

(25 ページ)

バイオマス発電の仕組みについては、燃料を供給してボイラーを焚いて蒸気タービ
ンを回して発電するというものです。

(26 ページ)

現在のスケジュールについての説明です。具体的な計画については、平成 29 年の
2 月に県条例に基づく環境アセスの方法書が提出され、その後、県環境影響評価審査
会を経て知事意見に基づいて具体的な環境アセス調査に入っていました。今年の 9
月には、調査結果及び具体的な評価をまとめた準備書が提出され、それに伴い再度住
民説明会を行いつつ、県環境影響評価審査会を開いた上で本年 3 月に知事意見を出し
ております。4 月 12 日に環境アセスの正式な評価書が県に提出され、縦覧が行われ
たということで環境アセス上の事前手続きがこれで完了し、今後個別法に基づく許可
申請が行われていきます。さらに、事業者は 4 月に評価書に関する住民説明会を行っ
たと聞いております。

一方、港湾管理者に対し、4 月 15 日に臨港地区内構築物建設許可申請書が提出さ
れました。今後、アセス上の手続きの記載によりますと来年 10 月に現地着工、令和
4 年の後半には試験運転をした上で令和 5 年の 1 月頃に商業運転を開始したいとな
っております。

(27 ページ)

港湾上の土地の位置づけについてです。ここは現在分区条例上の分区は表記のとおり黄色の「商港区」になっております。「商港区」ですと、基本的には物流施設若しくは倉庫等が建設できることになっており、バイオマス発電所については該当しないということになります。

(28 ページ)

港湾計画上の位置づけも発電所の建設を想定しない、倉庫やモータープールのための港湾関連用地となっております。

(30 ページ)

ここからが具体的な事務処理方針になります。まず、許可申請書への対応です。我々としては対応の方法は二つあります。一つは、これから港湾計画の土地利用計画を「港湾関連用地」から「工業用地」に変更し、それを実現するために具体的な規制である分区についても「商港区」から「工業港区」に変更するという。もう一つは、分区条例第3条ただし書きの知事の許可を得た上で特別に認めるという方法。この2種類がございます。

今回は、環境アセスに基づく事前手続きが完了し、個別法に基づく許認可が必要とされ、事業者より分区条例第3条ただし書きの規程により、申請がなされたものであります。環境アセス評価書においては現地着工時期営業運転開始時期が明記されておりまして、許認可権者は許可申請に対して速やかに結論をまとめ、申請者に回答すべきと考えております。なお、港湾計画については今後、土地利用計画の変更を適切な時期に行っていくということで、今回については方法2で処理させていただくということでございます。

(31 ページ)

改めて審議内容については今まで述べたとおりでございます。

(32 ページ)

具体的には次の審査基準のとおりになっておりまして、3つほど検証項目がございます。

一つ目は、「現状の港湾管理上、支障のないこと」。我々としてはバイオマス発電所用地が現在民地であるということで対象地が特定されているということ、さらに、臨港道路等により周辺の物流施設とは十分に離れていること、埠頭内の既存の荷役若しくは貨物輸送に支障がないと考えられ、また、現在、年間35万トンと想定される原材料の搬入が大体月に1回から2回、1回の滞船時間が5日間程度ということでバース調整が可能であると考えております。

二つ目の「今後の港湾の利用計画上への支障」ですが、バイオマス発電の当面の事業期間の目安がFIT（固定価格買取制度）の20年間となっております。一方、県が計画している港湾施設の整備及び土地造成が完成するまでの期間を相当程度要することから、現時点においては支障がないと考えております。ただし、許可条件については、この20年間の固定価格買取制度に基づく発電事業の終了の際は再度協議する旨

を条件として付与する予定であり、それによって利用計画上の支障は解消されると考えております。

三つ目として、「構築物の建設の必要性や合理的な理由」ですが、再生可能エネルギーの振興に沿ったものであり、県の施策にも合致するという点、さらに、これが実現した場合には貨物量の増大が見込めるということ、環境影響評価書の記載においては雇用の創出が期待されるということと、周辺施設の利用者にも対応した津波避難施設となることによる防災上での貢献、工場見学を実施していただけると聞いておりますので、環境教育の実施についても期待できることから、今般許可を出したいと考えております。

(33 ページ)

なお、この許可に先立って、所在市であります御前崎市様と牧之原市様におかれましても意見照会をさせていただいております。いずれにつきましても、「特に意義はございません、ただし、各種法令、建築基準法やその他法令に支障がないということ、を県がしっかり監督指導するように」というご意見をいただいております。これに対し、レノバ様におかれましても、「法令順守をしていき、近隣等への説明についても引き続き十分に行っていきたい」という回答を得ております。

(35 ページ)

最後に、幹事会での主な意見について、報告いたします。建設予定地の土地利用計画について、現行の港湾関連用地から発電所の立地に馴染む工業用地に変更しないのかということで、港湾計画についてはこれから速やかに変更に着手しまして、今後、適切な時期に土地利用計画については変更してまいりますという回答をさせていただいたところです。

長くなりましたが説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○大村会長

それでは、早速ですけれども審議に入りたいと思います。ただいま説明がありました「御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について」、どなたからでも結構でございますので、ご質問やご意見がありましたら、お願い致します。

○五味委員

最終(33 ページ)の施策のところ、会社の方の地域住民の意見を可能な限り取り入れて対応してきましたという表現がありましたけれど、このところをもう少し具体的にどういったご意見が住民説明会で出て、それにどういったふうに対応していったのか教えていただければと思います。

○事務局

委員ご指摘の内容について、地元住民とのコミュニケーションの部分かと考えております。環境影響評価の中で地元住民と公式に話し合う場と事業者が自主的に行っている地元説明会があります。方法書の段階においては、地元説明会等で環境影響評価の監視地点を地元の提案によって大幅に増やしており、それが準備書及び評価書に反映されていることは確認しております。他にも色々な地元の要望について対応していると聞いております。

また、今回発電のボイラーを冷やす方法が当初は海水を利用し、海にそのまま排水する水冷式でしたが、温度が7度くらい高くなって排水されることによって魚類・海藻類に影響があるとのことで、空気によってボイラーを冷やす空冷式に変わりました。

また、高さが57メートルの煙突が計画されております。住民が住まわれているところが40メートルくらいの高台にございまして、そこから見るとちょうど十数メートルのところに煙が出るような格好になります。ですので煤塵がどのような影響をもたらすかという意見が出まして、それに対して一番厳しい条件でのシミュレーションをした結果、上空で拡散することもあってほとんど影響がないという結果が出ております。それを地元説明会で納得していただいたと聞いております。

○五味委員

ありがとうございます。よく分かりました。これは何時から何時まで稼動するのですか。

○事務局

24時間です。

○五味委員

ありがとうございます。以上でございます。

○篠原委員

篠原でございます。私が、東海大学の海洋学部におりましたときに、バイオマス発電の専門の先生がいらして、静岡県の港湾にこのバイオマス発電を導入するべきだというキャンペーンをしていたんですよ。今回、御前崎港にようやくそれが実現するということで、大変うれしく思っております。本来であれば、埠頭ではない臨港地区にこれが導入できれば、一番よかったんでしょうけど、御前崎港、如何せん土地がほとんどありませんので、今回こういう形になったと思います。埠頭用地、しかも貨物輸送に使う用地をこのように工場にしてしまうことで、用途が限定されてしまいますので、将来ですね、ここをやはり埠頭として使用すると、御前崎港の利用度が高まるという可能性、これは大いにありうると思うんですね。その時のために、それを念頭に置いて施策を講じていただければと思います。例えばですね、私は前から申し上げて

おりますけれど、海洋資材の採掘が10年後ぐらいから具体化すると聞いております。特にメタンハイドレードですね。その時に、御前崎港というのは、海に向かって突き出た場所ですから、オフショア支援船というピストン輸送するような船の基地として最適なんですね、他にそういう地域はあるかといいますと、紀伊半島も愛知県の半島も下田も陸上の物流という点では非常に不便、御前崎だけは、陸上の物流と海上の物流が見事に結節する素晴らしい場所なんですね。10年以上先になるかもしれませんが、そういうことがあり得るということの一つ念頭に置いておいていただければと思います。

○事務局

ありがとうございました。そのようなですね、メタンハイドレード等の支援、今のところそこまでは考慮はできておりませんが、今後状況の変化等勘案しながら、是非そのようなことを勉強させていただきたいと思います。

○伊吹委員

一点のみお伺いしたいんですけど、今回の申請は環境アセスが評価書まで進んできたということで、許可申請がなされたと思うんですけど、教えてほしいのは、今準備書のところまでは審議が終わっていて、知事意見というのが出ていると思うんですけど、この段階として、特段アセスとしては何ら問題なかったのかということと、知事意見としてはどのようなことが出されているのか教えてください。

○事務局

準備書の方の知事意見ということでご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。項目といたしましては、14項目の知事意見を出しております。準備書に対しましては、住民からは49項目、県からは意見として14項目、あとは御前崎市と牧之原市から全部で20項目ぐらいございました。その中で知事の意見として14項目ありますので、ちょっと全部はご紹介できませんけれど、簡単にご説明させていただきます。

全般的な事項といたしまして、評価書の作成における注意事項といたしまして、「環境影響評価の結果や環境保全のための措置、事後調査の内容を図や表を利用したり、根拠となるデータを記載したりするなど、評価書にわかりやすく、明確に記載すること」ということが一つ。もう一つ、「静岡県環境影響評価条例では、知事及び住民等の意見並びにこれらについての事業者の見解を評価書に記載するとされているが、加えて、御前崎市長及び牧之原市長の意見並びにこれらについての事業者の見解を評価書に具体的に記載すること」。三つ目、「本意見書を踏まえて、事後調査の内容を再検討するとともに、準備書について述べられた様々な意見等を評価書に反映させること」。

二項目目でございますが、「復水器等の稼働により生じる環境影響、(この復水器と

いうのは、水冷式から空冷式に変わった時に水が循環するものですからその循環する水を冷やすところでございます。) 準備書の段階において、復水器を海水冷却方式から空気冷却方式に変更したことから、その経緯並びに復水器及び冷却塔の稼働により生じる環境影響の予測・評価の結果を整理し、評価書に記載すること。三つ目の項目として、「環境影響の回避・低減」ということで、「事業実施にあたっては、評価書に記載する環境の保全のための措置を確実に講じること。また、大規模地震及びそれに伴い発生する津波による被災が最小限になるような施設を設計することにより、環境影響の回避・低減に努めること」。もう一つ、「本施設の稼働には、年間35万トンもの発電燃料が必要であり、そのほとんどを海外から輸入する計画であることから、その調達先の環境に著しい影響を及ぼさないよう、調達先ごとの数量を記載するなど、発電用燃料の調達計画を評価書に具体的に記載すること」。四つ目の項目として、「地域住民への丁寧な説明、地域住民の懸念を解消するため、準備書に述べられた様々な意見等に対する事業者の見解を丁寧に説明すること」。個別事項といたしまして、大気質につきまして、「本施設の稼働により、煙突ダウンウォッシュと建物ダウンウォッシュがそれぞれ発生した場合の予想・評価の結果は準備書に記載されているが、これらが同時に発生することにより影響が著しくなることが懸念されることから、この場合の予測・評価の結果を評価書に記載すること」。「対象事業実施区域周辺の大地にある居住地域に排出ガスが及ぼす影響を懸念する意見が述べられていることから、煙突の高さの決定に当たっての検討経緯及び地形を考慮した予測・評価の結果を評価書に具体的に記載すること」。水質について、「海域に生息し、又は生息する動植物への影響が懸念されることから、本施設の稼働による排出ガスや排水が及ぼす影響について、CODだけではなく、全窒素及び全燐による影響の予測・評価の結果を評価書に記載すること」。動物・生態系について、「アカウミガメの産卵場に及ぼす影響の予測・評価の結果は準備書に記載されているが、本施設の稼働に伴い発生する光や音がアカウミガメの上陸や産卵に及ぼす影響が懸念されることから、このような影響について知見を有する専門家の指導・助言を求めるとともに、予測・評価の結果を評価書に記載すること」。以上の項目を知事から意見として述べています。それに対して事業者の方から見解としてすべて回答をいただいているところであります。以上です。

○伊吹委員

ご丁寧に説明していただきありがとうございました。排ガスのことで、どのくらいの煙突の高さにするとか、発電施設の（照明による）光の害などもちょっと気になったので、きちんとそこで知事意見として出されているということは、この会社はきちんとそのように対応していただけると認識していいということでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○木村委員(勢田委員代理)

国土交通省の中部地方整備局でございます。意見というよりは二つお願いがございます。

一つは、パワーポイントでいうと30ページになります。事務処理方針として二つの方法があるということで、今回は港湾計画の変更ではなくて知事の許可でやるということでございますが、通常時間的な余裕があれば港湾計画の変更をしていただける方が望ましいと思っています。ただ、今回様々な事情がありましてこういった処理をされるということで、港湾計画の方が後で変更いただくということになると思いますが、これは速やかに港湾計画の変更をしていただくようお願いしたいというふうに思っております。

それから二つ目でございますが、32ページです。①で現状の港湾の管理上、支障のないことというところの一番下の埠頭内の既存の荷役、貨物輸送に支障なしと書いてあります。今回のバイオマス発電所の原料の搬入におきましては、聞くところによると西埠頭の1、2号岸壁を利用されると聞いております。この西埠頭1、2号岸壁でございますけれど、先程県の方から説明があったように、完成自動車の輸出で利用されておりまして、近年非常に取扱いが増えているところでございます。また、国内RORO船の就航しているバースでございまして、全国的にトラックドライバーの不足から、RORO船の利用ニーズが増えているとのことで、国内ROROについては今後伸びしろがある貨物かなと思っています。またそれ以外にも、今日は両市長にもご出席いただいておりますけれど、両市長のトップセールスによりまして、クルーズ船の誘致を地元で非常に盛んにやっております。将来的には、この西埠頭1、2号岸壁におきまして大型クルーズ船の受入をやるということで、クルーズ船の利用というものも増えてくることで、今既存の自動車運搬船、RORO船、クルーズ船関係が今後非常に伸びしろがあるものかなと思っています。それに加えて今回のバイオマスの原材料の利用ということになりますので、こういった伸びしろのある貨物が、逆に混雑して御前崎の利用発展に支障をきたさないように、静岡県におかれましてはこの西埠頭1、2号岸壁の利用状況につきまして注視していただきまして、将来的にそれぞれの貨物の動向を見ながら、必要に応じて、必要なハード対策、ソフト対策をしっかりといただければと思っております。とにかくこの埠頭については、御前崎港の一番の物流それから人流の拠点となる岸壁でございますので、それぞれの貨物が、支障をきたさないようお願いしたいなと思っております。以上二つでございます。

○事務局

港湾計画の変更につきましては、冒頭申し上げましたとおり、土地利用計画等については適切な時期に変更してまいりたいと思っております。後段ですけれど、確かに

委員がおっしゃったように、今後輻輳等が見込まれることも懸念されますので、実際バイオマス発電が運転開始するのは、今の予定ですと令和5年とまだあと4年ほどあるものですから、その間に、ハード整備が必要であれば対応してきたいと、その時には是非国の力をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○柳澤委員

今、木村所長からも話がありましたが、先程も説明がありましたが、平成27年に国交省の方から、みなとオアシスに認定されまして、港の利活用はもちろんです、周辺の市町に対する賑わいですね、そうしたところを今日まで牧之原市長と一緒にですね、港の港湾整備というものを、県をはじめ国交省の方にもお願ひをしてまいりました。そういった中で、ご承知のように海王丸が入ったり、先だってはオーシャンプリンセスも入っていただきまして、大変多くの方が港の方に足を運んでくださいました。同時に、先程もありましたように8月20日には、お願ひしておりました客船の第1船、「ぱしふいっくびいなす」が入ってくださるということで、市を挙げて、牧之原市と一緒に歓迎したいと、これから港の物流拠点と合わせて、人と人が交流できる賑わいを創っていききたいといったことを将来目標として私ども考えております。

そういった中で、今回発電所という話がありました。これはですね、将来の私どもの利活用と合わせて賑わい、対人間ですね、これに会社として支障のないようにお願ひしたい。市としてはまず近隣住民が理解している、私ども市長としては、まずそれが第一であります。建設計画にあたっては、地域の住民に信頼を得られる方法でやっていただきたいと思っております。そして今西埠頭の説明がありましたが、西埠頭の480mぐらいですかね、延長が、そして今、RORO船と自動車運搬船が2隻同時に入るといったところであります。先程説明聞きますと、一度入ると荷役ですね、5日間ぐらいやる、バケット方式で下ろすのか吸引方法で下ろすのかどんな方法かはわかりませんが、できるだけ短縮して荷役を終えていただくということが必要ではないか。これから船の輻輳といいますか、船が入ってきた時にかちあわないような計画をお願ひしたいと思ひます。それから審議会の皆さまには、私ども市としてはバイオマスに反対しているわけではございませんので、しっかりした住民説明会と近隣の理解と、それと合わせて将来の御前崎港の利用促進、賑わいの創出といったものにも是非とも力添えをいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○大村会長

県の方から今の御意見に決意表明はありますか。

○事務局

ここで、岸壁作りますと宣言したいところでございますけれど、それに向けて対応してまいりたいと思ひます。引き続きご指導と御協力の程、特に国交省には特段のご

配慮をお願いしたいところです。以上です。

○大村会長

他の委員の方、御意見はございませんか。

それでは、ご意見も出尽くしたと思います。静岡県地方港湾審議会条例 第8条3項に基づき、お諮り致します。当審議会は「御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について」適当と認める旨の意見を知事あてに答申することにご異議ございませんでしょうか？

(異議なし)

それでは、ご異議なしと認め、その旨静岡県知事あてに答申いたします。なお、答申書の作成につきましては、私の方にご一任させていただきたいと思いますが、宜しいでしょうか？

(異議なし)

それでは、これで終了といたしますけれど、本当に貴重な意見を多数いただきました。是非、今後の県の港湾行政に生かしていただきたいと思います。

以上で、本日の審議事項については、終了致しました。

○柳澤委員

最後に一つだけ申し上げますと、バイオマス発電もそうですが、今後の港の利用促進ですね、そして今後国交省の方の港のバースの拡張でありますとかですね、そうしたことを少し、知事答申に意見を附してお願いできれば大変うれしく思いますが、お考えいただければと思います。

○司会

長時間にわたり、ご熱心に審議いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。誠に、ありがとうございました。それでは、第41回静岡県地方港湾審議会の閉会にあたりまして、静岡県交通基盤部港湾局長の福元から、ご挨拶を申し上げます。

○福元港湾局長

交通基盤部港湾局長の福元でございます。閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

大村会長を始め、委員の皆様にはご熱心な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

御前崎港は、開港して今年で48周年ということで、あと2年で節目の50年を迎えます。これまで、静岡県の中西部地域の拠点として発展してきたということでございまして、施設整備も大きなテーマでございますけれど、利用促進といった部分も非常に大事な点だと思っております、今日はまさにその観点でご審議をいただいたのかなと思っております。

先程お話もございましたけれど、まずは地元の御前崎市さんと牧之原市さんと連携して利用の方を高めていきたいと、そのために一生懸命頑張っていきたいと思っております。

引き続き、委員の皆様におかれましては、今後とも本県の港湾行政の推進にあたり、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

第 41 回 静岡県地方港湾審議会委員出席者名簿

氏名	職業又は役職	摘要
石川 春乃	静岡理工科大学理工学部准教授	
伊吹 裕子	静岡県立大学食品栄養科学部教授	
海野 俊也	株式会社静岡新聞社編集局専任局長兼論説委員長	
大村 哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団顧問	
岡田 夕佳	東海大学海洋学部准教授	欠席
五味 響子	しずおか流域ネットワーク副会長	
重川 希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授	欠席
篠原 正人	福知山公立大学特命教授	
深澤 美子	静岡県商工会女性部連合会理事	
阿部 且	日本船主協会	欠席
磯谷 千代美	特定非営利活動法人 NPO サポート・しみず理事長	
中村 政一	清水水先区水先人会会長	
西尾 忠久	清水港運協会会長	
森本 雷行	全日本海員組合静岡支部長	
藪田 国之	静岡県漁業協同組合連合会代表理事長	欠席
佐地 茂人	静岡県議会建設委員長	欠席
石澤 龍彦	国土交通省中部運輸局長	代理：国土交通省 中部運輸局静岡運輸支局 次長 尾嶋 暢幸
勢田 昌功	国土交通省中部地方整備局長	代理：国土交通省 中部地方整備局 清水港湾事務所長 木村 俊介
田中 裕二	第三管区海上保安本部清水海上保安部長	代理：第三管区海上保安本部清水 海上保安部次長 平原 倫典
武藤 義哉	財務省名古屋税関長	代理：財務省名古屋税関 清水税関支署長 加藤 晋吾
柳澤 重夫	御前崎市長	
杉本 基久雄	牧之原市長	